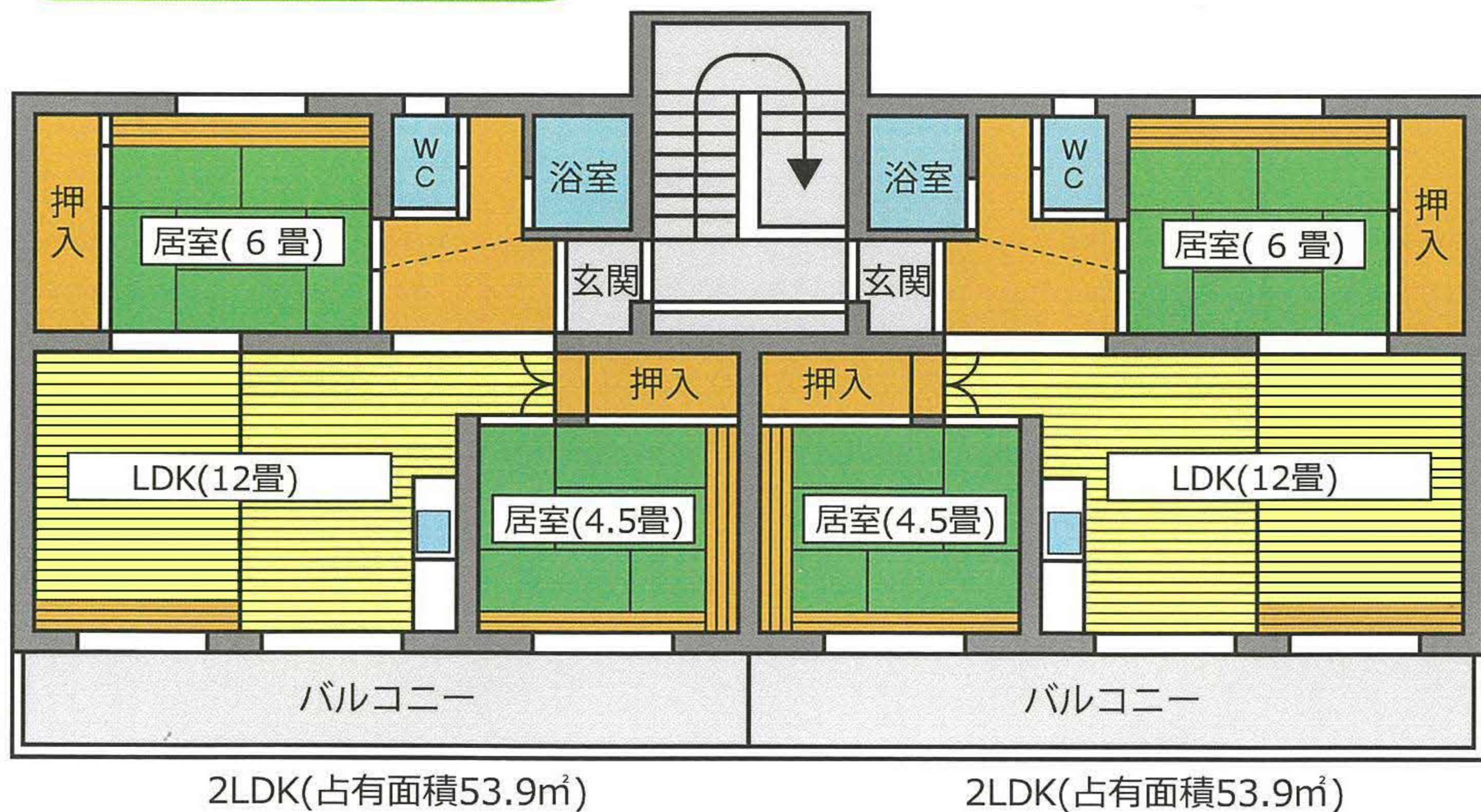


あたごハイツ周辺MAP



あたごハイツ平面図



那須町定住促進住宅

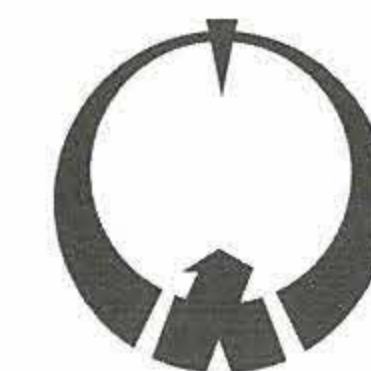
あたごハイツ

● 入居申込のご案内 ●

「住んでみたい」
「住み続けたい」

安全で安心な、あなたの
ふるさと暮らしを応援します

入居者
募集中



那須町役場ふるさと定住課

TEL: 0287-72-6955

■入居の申込み

1 申込方法

那須町定住促進住宅入居申込書に必要事項を記入の上、下記の書類を添えて那須町役場ふるさと定住課まで提出してください。なお、申込書は本人か、同居しようとする方が持参してください。

●添付書類

- ・住民票（入居予定者全員分）
- ・収入を証明する書類（所得証明書等）
- ・納税証明書（納税義務者全員分）

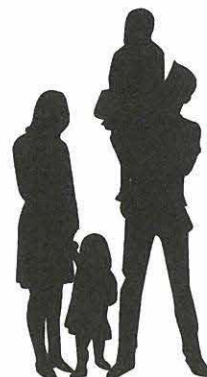
●申込場所

ふるさと定住課 住宅政策係
TEL:0278-72-6955
受付時間 午前8時30分から午後5時まで
※土・日・祝祭日を除く

2 入居の決定

申込書の内容を審査し、入居の可否を連絡いたします。

なお、申込者が募集戸数を超える場合は抽選になる場合があります。



■入居決定後の手続

1 入居請書の提出

入居請書の必要な箇所に記入し、実印を押印してください。

連帯保証人の欄は、連帯保証人の署名と実印の押印を受けてください。

●添付書類

- ・印鑑証明書（入居者本人及び連帯保証人）
- ・所得証明書（連帯保証人）

～補足～

- ・お手続きから入居まで約2週間見ていただきます。
- ・部屋の修繕状況によっては入居が前後する場合がございますのでご承知おきください。

2 敷金の納入

納入通知書により、家賃の2ヶ月分の額を敷金として納入してください。

3 入居の許可

入居請書の提出及び敷金が納入されましたら、入居の許可をいたします。

現地立会のもと、入居許可証及び部屋の鍵の引き渡しを行います。

▽ 住戸及び設備について

- (1) 定住促進住宅内の一部設備については、建築当時のものをご利用いただいております。
- (2) 犬、猫等の動物は飼うことができません。
- (3) 入居期間に関わらず、退居時には畳の表替え、襖・障子の張り替え等を行っていただきます。
- (4) 居室の照明器具、台所の給湯器等は入居者の負担により用意していただきます。
- (5) 電気、ガス、水道、電話等の手続きは、入居される方が手続きしてください。

■その他

1 次のような方は入居決定を取り消します。

- (1) 町の定める期限までに入居されない方
- (2) 町の定める期限までに入居請書の提出及び敷金の納付を済まされない方。

2 次のような方は入居されても退居していただきます。

- (1) 不正の行為によって入居された方
- (2) 家賃を3ヵ月以上滞納された方
- (3) 入居者心得を遵守しない方
- (4) 正当な理由がなく15日以上定住促進住宅を使用しない方



定住促進住宅の概要

名称	あたごハイツ
住所	〒325-0001 那須町大字高久甲 931 番地 6
構造	鉄筋コンクリート造・5階建
戸数	80戸
建築年度	昭和56年度
占有面積	53.9㎡（1戸当たり）

■入居者の資格

定住促進住宅に入居できる方は、下記のすべての条件を満たしていることが必要となります。

1 町税等の滞納がない方

住民税や国民健康保険税等の町税等に滞納がある場合は入居できません。

2 家賃及び敷金を支払うことができる方

入居しようとする世帯全員の収入合算額を12ヶ月で割った額が、家賃の3倍以上である方。

3 暴力団員でない方

入居申請者及び同居される方が、暴力団員（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第6号に規定する暴力団員）である場合は、入居できません。

4 連帯保証人がいる方

入居を許可された方と同程度以上の収入を有する連帯保証人を入居決定後に設定していただきます。

■家賃等

1 家賃

家賃は、入居する階により異なります。また、18歳以下の扶養親族がいる方は割引家賃が適用されます。なお、家賃には共益費が含まれています。

階	一般入居者	18歳以下の扶養親族がいる入居者
1階～3階	30,000円	24,000円
4階	26,000円	20,000円
5階	24,000円	18,000円

2 敷金

家賃の2ヶ月分の額を納入していただきます。

※原則として退去時に返還しますが、家賃等に未納がある場合は敷金から控除します。

3 駐車場使用料

駐車場は住戸とは別に申込みが必要となります。許可なく駐車することはできません。

駐車場使用料は1台月額2,000円になります。

※駐車スペースに空がない場合や、大型車両の場合、申し込まれても許可されない場合があります。

4 家賃等の支払い方法

当月分の家賃及び駐車場使用料は毎月25日までに、納入通知書により役場会計課又は町の指定金融機関等で納入していただきます。便利な自動口座振替も行っておりますのでご利用下さい。